

鎌倉市告示第 278 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり、固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和 8 年（2026 年）3 月 23 日

鎌倉市長 松尾



1 期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 30 日（木）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
（土・日曜日及び祝日は除きます。）

2 場所

鎌倉市役所総務部資産税課（鎌倉市役所本庁舎 1 階 15 番窓口）